マイナ保険証利用についてのお願い

日頃より当組合の事業運営について格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、政府において**本年 12 月 2 日をもって現行の健康保険証は廃止**されることが決定し、**マイナ保 険証への移行**に向けた利用促進などの取り組みが進められているところです。

これまで、健康保険組合において登録をした皆さまのマイナンバー情報に間違いがないかのチェックを再三行っており、またこの5月からは健康保険の資格を取得する場合等において、健保が登録したマイナンバーに間違いがないかを自動的に J-LIS (住民基本台帳ネットワークシステム等) と突合照会を行う国のシステムも稼働し、健康保険とマイナンバーの紐づけが正確であることについて万全を期しております。

今後、当健保組合としまして政府において決定された方針に基づき運用を行っていく事になりますが、原則として本年 12 月 2 日以降はマイナ保険証を利用していただく事になりますので、**別紙のとおり周知**させていただきます。

マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤であり、これからの時代の本人確認ツールとなります。医療分野においても、マイナ保険証は、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療、なりすましの防止、限度額認定証発行不要での高額療養費の利用、日本全体での医療費の削減・効率化、ウェブ上での医療費控除申請手続きなど、加入者・医療現場にとって多くのメリットがあり、さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用にとっても核となる、我が国の医療DXを進める上での基盤です。

健康保険証廃止後も皆さんが安心して保険医療機関のスムーズな利用が行えますように、早い段階からマイナ保険証の利用を行っていただく事をお勧めします。

以上

(別紙) 健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証への移行について

1. マイナ保険証 (保険証利用登録手続が済んだマイナンバーカード) は、既にすべての保険医療機関 (病院、診療所、薬局) で利用が可能です。

つきましては、本年 12 月 2 日の保険証廃止を待たずに、**マイナ保険証の利用**をはじめていただきたくお願い致します。

(マイナ保険証を保険医療機関で利用する場合、**設定済の暗証番号の入力**又は**顔認証**を求められます。 暗証番号を忘れていないか又は顔認証がスムーズに行えるか等、**ご自身のマイナ保険証が支障なく運 用できる事を試して**いただければ、保険証廃止以降も安心してマイナ保険証をご利用いただけると考 えます。もし支障が生じた場合でも**健康保険証廃止までの期間であれば現行の健康保険証を提示して 利用**することもできます。)

2. マイナンバーカードの保険証利用登録は、当健保の加入者では既に7割程の方が登録済ですが、まだ お済みでない方は、早急に利用登録を行っていただくようにお願いします。

保険証利用登録はマイナ保険証としてマイナンバーカードを利用される前に行う**一度だけの手続き**です。利用登録は、スマホ(マイナポータル)を利用する方法、コンビニでの登録手続、保険医療機関(病院や薬局)窓口での登録手続などさまざまな方法が提供されています。

- 3. 今後の保険証廃止に向けてのスケジュールは以下の通りです。
 - ① 本年 10 月に加入者の方全員に「資格情報のお知らせ」を通知します。これは、加入者に保険証記号番号や医療費の負担割合をお知らせするとともに健保で登録されている各人のマイナンバー(下 4桁)をお知らせして、健保で登録されたマイナンバーに間違いがないかをご自身でもあらためて、ご確認いただけるものです。
 - ② 本年 12 月 2 日以降、基本的には保険証は廃止となりますので、マイナ保険証を利用していただく事になりますが、現行の健康保険証も経過措置として 1 年間は利用が可能です。但し令和 7 年 12 月 2 日以降は、現行の保険証は利用できません(回収は致しませんが、無効になります)。また、本年(令和 6 年)12 月 2 日以降は、新規で保険証を発行する事はできません。紛失した場合等も保険証を再発行できませんので、マイナ保険証を利用していただくか、申請をしていただき資格確認書を発行することになります。
 - ③ マイナ保険証の利用ができない方(マイナンバーカードを持っていない方やマイナ保険証利用登録をされない方)につきましては、令和7年11月に資格確認書を発行致します。(資格確認書はマイナ保険証を利用できない方についてのみ、マイナ保険証の替わりになるものとして発行するハガキサイズの証明書です。)それまでは経過措置としての現行の健康保険証をお使いいただく事となります。また発行された資格確認書の有効期限は令和11年12月1日までとなります。紛失した場合や有効期限が切れた場合には再発行(または更新)手続が必要になります。